

食の安全安心推進計画の基本的な考え方

■ 計画とは

食品等の生産から消費に至る各段階で、府における食の安全安心の確保に関する施策を全庁横断的に計画的に進めるための長期計画

■ 計画の位置づけ

「大阪府食の安全安心推進条例」の規定に基づき、「大阪府食の安全安心推進協議会」の意見を聴いて策定

■ 計画の基本方針

条例の基本理念にのっとり、府、食品関連事業者、府民等が責務や役割を理解し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組む

■ 計画の期間

- 第1期：平成20～24年度
- 第2期：平成25～29年度
- 第3期：平成30～令和4年度（現行）

第3期計画の概要

計画のスローガン（目指すべき姿）

「生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心」

施策の4つの柱

- 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
- 2 健康被害の未然防止や拡大防止
- 3 情報の提供の充実
- 4 事業者の自主的な取組の促進

第3期計画での重点課題（重点施策）

- u 新たな制度に基づく表示の適正化の推進
- u 国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進

第4期計画策定に向けた検討事項

○ 検討事項① 「計画の期間について」

（例）令和5年度～令和9年度（5カ年）

○ 検討事項② 「計画のスローガン（目指すべき姿）やテーマ（施策展開の方向性）について」

〈参考〉2025年大阪・関西万博テーマ
「いのち輝く未来社会のデザイン」

○ 検討事項③ 「施策・事業の体系等について」

- ▶ 施策の4つの柱について
- ▶ 個別事業の展開について
 - ▷ 計画のスローガンやテーマを踏まえた事業の展開
 - ▷ 新たな生活様式や社会情勢を踏まえた事業の展開

○ その他、今後の検討事項

- ▶ 重点施策について
- ▶ 施策・事業の目標指標について
- ▶ その他

第4期計画策定スケジュール

日程	協議会	事務局 (庁内PT)
'22年 3月	第25回 (審議)	計画素案の作成
4月		
5月		
6月		
7月		
8月	第26回 (審議)	審議結果を踏まえた 計画案の作成
9月		
10月		
11月		
12月		パブリックコメント 募集 (約1か月間)
'23年 1月		パブリックコメント 結果を踏まえた 計画最終案の作成
2月	第27回 (報告・確認)	
3月	計画策定・公表周知	
第4期計画スタート		